

# 平成30年度 ひょうご次世代産業高度化プロジェクト

## 補助金 公募要項

### 「ロボット実用化・普及促進事業」

#### (事業目的)

製造業、非製造業を問わず、人手不足は深刻であり、雇用したくても雇用できない現実がある。現場の3K作業等、労働者に敬遠されがちな現場環境を改善しないと、雇用の促進、人材の確保はできない。そこで、人が嫌う汚い作業、力を要する作業、単純な繰り返し作業等をロボットに任せ、高齢者・障害者・女性等にも可能な、それでいて、人が得意な分野を人が分担するロボットと人の共存作業が実現することにより、雇用の促進、人手不足の解消を図る。

ご利用に際しては、当公募要項をご熟読のうえ、必要書類を（公財）新産業創造研究機構に提出してください。

平成30年度公募期間

平成30年 6月1日（金）～平成30年 6月29日（金）

■補助金申請書の様式については、以下のホームページからダウンロードできます。

URL：<http://www.niro.or.jp/>

本公募要項は、「ひょうご次世代産業高度化補助金交付実施要領」に従って実施されますの必ずご確認ください。

#### <お問い合わせ先>

(公財) 新産業創造研究機構 ロボット・AI部 担当：倉原  
〒650-0046 神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館4F  
TEL：078-306-6801 FAX：078-306-6812  
E-mail：robot@niro.or.jp

## 1. 補助制度の内容

この補助制度の内容は下記のとおりです。

補助の内容	<p>① ロボット・ロボットシステムやロボット周辺機器等を開発する企業に人件費・事業費を定額で補助します。</p> <p>② 他の国・県・市町村などからの「補助対象経費」を対象とする同種の助成金・補助金との併給はできません。但し、補助対象外の事業に対する助成金、補助金の活用は可能ですので個別にお問い合わせ下さい。</p>
補助対象事業者	<p>補助対象事業者：次の①～③を全て満たす事業者</p> <p>① 兵庫県下に事業所を有し、ロボットの開発・導入により、女性や高齢者にも活躍の場を広げることができる等、従来の発想を広げたロボットの実用化・普及促進を目指す指定主要業種、指定関連業種の企業である。</p> <p>② 補助事業の途上又は終了後に、NIRO 又は兵庫県が刊行又はインターネットで公開する「事例集」等に事業の要旨を公開可能である。また、NIRO 又は兵庫県が主催又は共催、後援する発表会、セミナー等において、補助事業で実現した事例の発表が可能である。</p> <p>③ 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 6 月 30 日の間に、1 名以上の県内での新規正規雇用を行う計画を有する。</p>
指定主要業種	<p>化学工業(16)、金属製品製造業(24)、生産用機械器具製造業(26)</p> <p>電気機械器具製造業(29)、輸送機械器具製造業(31)</p>
指定関連業種	<p>家具・装備品製造業(13)、プラスチック製品製造(18)、ゴム製品製造業(19)、窯業・土石製品製造業(21)、鉄鋼業(22)、非鉄金属製造業(23)、はん用機械器具製造業(25)、業務用機械器具製造業(27)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、情報通信機械器具製造業(30)、情報サービス業(39)、インターネット付随サービス業(40)、技術サービス業(74)</p>
補助対象経費	<p>本事業は、補助金交付決定通知後に発生し、平成 31 年 2 月 28 日までに支払を完了した以下の経費に対して補助を行なう。</p> <p>① 人件費：研究員費、管理員費、補助員雇上費、旅費、謝金</p> <p>② 事業費のうち、補助対象の経費          原材料費（原材料、消耗品、消耗機材等の調達に必要な経費等）          外注費（外注加工、分析依頼、市場調査費等）、出展費          消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、会議費</p> <p>③ 事業費のうち、補助対象外の経費          備品費（設備、装置、パッケージソフト等）</p> <p>総事業費は上記の ①+②+③ を言います。          補助対象経費は上記の ①+② を言います。</p>
補助率	定額
補助限度額	<p>1,500 千円／社</p> <p>予算の範囲で、合計 3～5 社程度を採択予定</p>

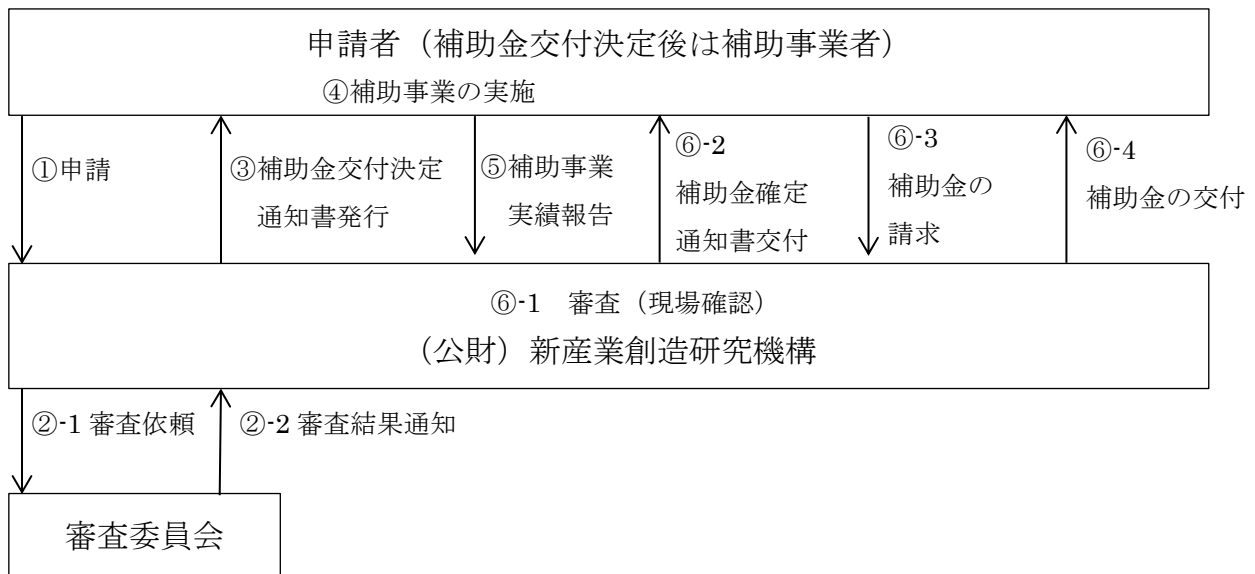
## 2. 事業の流れ

申請に対し、審査委員会による審査を経て補助認定がなされ、(公財)新産業創造研究機構から「補助金交付決定通知書」を発行。補助事業実績報告を受けて、現場確認させていただき、補助金を交付します。

※補助金交付決定通知後に事業を着手してください。

※補助対象経費については、認定後、申請者で支払いを完了させてください。また決済に当たっては必ず口座振込で処理してください(現金手渡しで領収書受領は不可)。決済状況を確認させていただいた上での助成金の交付となります。

※平成30年度については、対象事業の完了報告が平成31年2月28日までに必ず提出できる案件であることが条件となります。



## 3. 補助手続

### (1) 申請

補助を希望される方は所定の書類を揃えて、(公財)新産業創造研究機構の窓口へ申請してください。

#### <申請に必要な書類>

- 補助金交付申請書 (様式第1号)
- 収支計算書 (様式第1号 別記)
- 補助事業計画書 (様式第1号 別紙1)
- 補助金事業説明書 (様式第1号 別紙2)

#### <添付書類>

- 補助金交付申請書、収支計算書、補助事業計画書、補助金事業説明書の電子データ(PDF及びwordファイル)を含むCD-R
- 補助金事業説明書の経費項目、事業内容の補足資料(任意、最大10頁)  
(主たる支出項目の製品カタログ該当ページ、価格表、見積等)
- 決算書(直近2期分)
- 調査確認書

□兵庫県「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」への参加申込書コピー

□会社案内パンフレットもしくは準ずるもの

## (2) 審査

- ① (公財) 新産業創造研究機構が設置する審査委員会の中で補助対象としての妥当性を審査の上、補助額を決定させていただきます。

＊審査の結果、補助金申請額が減額されて採決される場合がありますので留意ください。

- ② 審査する項目は下記のとおりです。

### 1. 申請書類審査

- 兵庫県内に事業所を有し、県内で補助事業を実施する事業主であるか。
- 「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」の対象分野・業種に該当するか。
- 調査確認書で補助要件に該当しているか。
- 申請後、倒産していないか。
- 必要書類はそろっているか。
  - ・補助金交付申請書
  - ・収支計算書
  - ・補助事業計画書
  - ・補助金事業説明書
  - ・決算書（直近2期分）
  - ・その他必要書類

### 2. 事業計画審査

- 補助対象の経費項目が妥当か。
- 収支計画が適正で事業内容が適切か。
- 補助金申請額は妥当か。
- 新規正規雇用の目標とその達成見込み
- 補助金事業の目的への（県内での多様な利活用の事例を広く集積し、公開）への適合性
- 技術力、成長力、事業効果

### 3. 財務内容審査

決算書にて、財務内容の審査を行う。

## (3) 補助金交付決定通知書

- ① 審査委員会で採択された申請者は「補助金交付決定通知書」を発行します。  
② 採択されなかった申請者には、「不採択通知書」を送付します。

## (4) 補助事業の実施

補助金交付決定通知書を受領した申請者は「補助事業者」となります。補助事業者は、補助金交付決定通知の発効後に補助事業を開始し、平成31年2月28日までに経費の支払いを含めて補助事業を完了させてください。交付決定の前に発生（発注も含む）した経費については補助対象になりませんので注意してください。

事業の実施にあたり、補助事業の経費は補助事業者が原則として銀行振り込みで支払い、その経費の支出を証明する証憑をいつでも提出できるように整理してファイルしてください。必要に応じ、事業実施中に事業の実施状況と証憑類の整理状況を確認するための中間検査を行うことがあります。

(5) 事業完了報告

補助事業者は事業完了後、速やかに所定の書類を揃えて（公財）新産業創造研究機構の窓口へ補助事業実績報告書を提出してください。

<事業完了報告に必要な書類>

- 補助事業実績報告書（様式第 8 号）
- 収支決算書（様式第 8 号 別記）
- 事業実施結果報告書（様式第 8 号 別紙）

(6) 審査、補助金交付額通知、補助金請求書発行および補助金交付

- ① 実施報告書を受領後、報告に係る書類の審査、および必要に応じて現場調査を行い、事業内容が交付決定の内容等に適合しているかを審査します。
- ② 適合していると認める時は交付すべき額を決定し、補助事業者に通知します。
- ③ 補助事業者からの補助金請求書の提出を受け
- ④ 補助金を交付します。

(7) 留意事項

- ① 補助認定後、計画変更等によって補助事業の対象となる工事内容等や金額の予算配分が 20%以上変更が生じた場合、速やかに「補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 3 号）」を提出して下さい。届出に対し、「補助金交付決定変更承認通知書」を発行します。内容によっては、補助金額が変更になったり、認定そのものを取り消させていただくことがありますのでご了承ください。
- ② 中止又は廃止を行おうとする場合は、速やかに「補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）」を提出してください。
- ③ 事業の遂行が困難となった場合は、速やかに電話等で連絡のうえ、「補助事業遂行困難状況報告書（様式第 7 号）」を提出してください。
- ④ 不適切な補助金申請、その他申請条件への違反等の事情が助成金交付後に判明した場合には、既に交付した補助金の返還を求めますのでご了承ください。

# 記入例

様式第1号（第3条関係）

## 補助金交付申請書

貴社に文書番号制度があれば、採番して記入する。  
なければ削除する。

第 号  
平成 30年 6月 13日

申請日

公益財団法人新産業創造研究機構 理事長 様

住 所  
団体名  
代表者名 印

平成30年度において、「XXXXロボットの開発」事業を下記のとおり実施したいので、補助金1,500,000円を交付願いたく補助金交付実施要領第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

### 記

1 事業の内容及び経費区分（別記）

採択予定日

2 事業の着手予定年月日

平成30年7月25日（予定）

事業の完了予定年月日

平成31年2月28日

事業終了日  
2月28日より前

3 添付書類

（別紙1）補助事業計画書

（別紙2）補助事業説明書

別記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
自己資金	500,000円	
補助金	1,500,000円	
計	2,000,000円	

2 支出の部

消費税込の費用

科 目	予 算 額	摘 要
人件費	600,000円	研究員人件費
事業費（外注費）	400,000円	部品Aの製作費
事業費（備品費）	300,000円	装置の購入費
事業費（原材料費）	200,000円	XXXの材料費
事業費（原材料費）	300,000円	YYYの材料費
事業費（消耗品費）	150,000円	消耗品AAA
事業費（消耗品費）	50,000円	消耗品BBB
計	2,000,000円	

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

(別紙1)

補助事業計画書

1 補助事業の目的及び内容

(1) 実施目的

(2) 実施内容

(3) 実施後の事業化予定

(4) 雇用計画

数行以内で簡潔に記述する

雇用時期		人数 (正規)	内訳 (業務内容 (技術職・事務職等))
補助事業期間 (平成30年度)	実績	1	技術職、中途、男性、32歳
	計画	1	
補助終了後 平成31年度4~6月 計画		0	

2 補助事業実施スケジュール

数行程度で簡潔に記述する

3 経費の区分

消費税込の費用

消費税抜きの費用

(単位：円)

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	内 訳	補助金申請額	備考
人件費	600,000	600,000	研究員の人件費		
事業費 (外注費)	400,000	400,000	部品の製作費		
事業費 (備品費)	300,000	0	装置の購入費		
事業費 (原材料費)	500,000	500,000	XXX,YYYの材料費		
事業費 (消耗品費)	200,000	200,000	AAA,BBBの消耗品費		
計	2,000,000	1,700,000		1,500,000	

補助対象経費のうち、上限 150 万円が補助金申請額となります。



(別紙2)

補助事業説明書

1. 補助事業者の支援対象業種 (頁2の表から選び記載)

業種	電気機械器具製造業
----	-----------

2. 補助対象事業のタイプ・地域

タイプ	・生産等自社事業に使用 ・製品事業 ・組込製品事業
補助事業を行う市町村名	兵庫県〇〇市

3. 補助事業の概要

目的	組立部品の配膳に手間が掛かっており、誤配膳も多い。
解決すべき課題	配膳用ロボットを開発し、自動化を図ると共に、誤配膳の撲滅を図る。
補助事業の実施内容	配膳用ロボットの試作開発の実施。 自社生産現場へ導入する。
期待効果 事業計画	生産量を〇〇%向上させる。 仕損じ△△%の低減。

4. その他説明 (任意、下欄・次頁に補助事業の内容の追加説明があれば記入ください。)

\*必要に応じて、図や表を使って説明ください。

\*参考資料があれば、別途添付ください。

## 「ロボット実用化・普及促進事業」

### 調査確認書

申請にあたって、以下の通り調査に回答します。

1. 今後 3 年間、(公財) 新産業創造研究機構の調査に協力できる。

はい いいえ

2. 補助事業の途上又は終了後に、NIRO 又は兵庫県が刊行又はインターネットで公開する「事例集」等に事業の要旨を公開可能である。また、NIRO 又は兵庫県が主催又は共催、後援する発表会、セミナー等において、補助事業で実現した事例の発表が可能である。

はい いいえ

3. 以下の事項にすべて該当する。

はい いいえ

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ② 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから 3 年以内または、申込み以後、事業開始までの間に不正受給をした事業主でないこと。
- ③ 労働保険料を滞納している事業主でないこと（申込みした年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと）。
- ④ 申込み日の前日から過去 1 年間に労働関係法令の違反を行っている事業主でないこと。
- ⑤ 性風俗関連事業、接待をとも伴う飲食等の営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと。
- ⑤ 暴力団と関わりのある事業主でないこと。

平成 年 月 日

企業名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_